

第九十一回国  
参議院内閣委員会會議録第二号

昭和五十五年二月二十一日(木曜日)  
午後零時十一分開会

理事

事務局側

常任委員会専門員 鈴木 源三君

委員の異動  
十二月二十二日

村田 秀三君  
補欠選任 磯山 篤君

片岡 勝治君  
案納 勝君

井上 計君  
向井 長年君

一月二十三日  
山崎 昇君  
補欠選任 村田 秀三君

一月二十四日  
村田 秀三君  
補欠選任 山崎 昇君

二月十二日  
山崎 昇君  
補欠選任 栗原 俊夫君

二月十三日  
栗原 俊夫君  
補欠選任 山崎 昇君

二月十四日  
和泉 照雄君  
補欠選任 鈴木 一弘君

二月十九日  
山崎 昇君  
補欠選任 村田 秀三君

二月二十日  
案納 勝君  
補欠選任 山崎 昇君

鈴木 一弘君  
和泉 照雄君

出席者は左のとおり。  
委員長 古賀雷四郎君

委員

岡田 広君

林 寛子君

林 道君

村田 秀三君

塚田十一郎君

原文兵衛君

堀江 正夫君

磯山 篤君

山崎 昇君

田代富士男君

山中 郁子君

秦 豊君

森田 重郎君

伊東 正義君

小淵 恵三君

宇野 宗佑君

細田 吉藏君

京須 実君

中 庄二君

加地 夏雄君

塩田 章君

渡邊 伊助君

菊池 久君

國務大臣

(國務大臣)

(内閣官房長官)

(總理府總務長)

(國務大臣)

(行政管理局長)

(防衛庁長官)

(防衛庁長官)

(防衛庁長官)

(防衛庁長官)

(防衛庁長官)

(防衛庁長官)

(防衛庁長官)

(防衛庁長官)

(防衛庁長官)

(防衛庁長官)

(防衛庁長官)

(防衛庁長官)

(防衛庁長官)

(防衛庁長官)

(防衛庁長官)

(防衛庁長官)

(防衛庁長官)

(防衛庁長官)

第一部 内閣委員会會議録第二号 昭和五十五年二月二十一日【参議院】

おりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に村田秀三君を指名いたします。

○委員長(古賀雷四郎君) 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を議題といたします。

まず、今期国会における本委員会関係の内閣提出法律案について説明を聴取いたします。伊東内閣官房長官。

○國務大臣(伊東正義君) これからの内閣提出の予定法律案につきまして御説明申し上げます。

今国会の内閣提出予定法律案は、二月二十一日現在で総件数七十九件でございます。これは二月八日に取りまとめまして、議連に一回御説明したことがあるんですけれども、そのときは七十八件でございましたが、予算関係法律案以外のもの行政管理局設置法の一部を改正する法律案というものを一件追加しましたので、七十九件でございます。

このうち、すでに国会に提出されておりますものは四十六件でありまして、予定しました予算関係法律案は四十六件のうち四十一件で、これが一応全部ということになっております。なお、現在国会に提出されていない法律案につきましては、できる限り早期に提出するように努力中でございます。

これは原則として三月十四日までの閣

○委員長(古賀雷四郎君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事一名が欠員となっております。

委員の異動に伴い現在理事一名が欠員となっております。

委員の異動に伴い現在理事一名が欠員となっております。

議で大部分のものは終わろうということで努力をいたしております。若干の例外はありましたが、なるべく早期に提出するように努力中でございます。

それから、これら内閣提出予定法律案のうち当委員会に付託が予想されます法律案は十件でございます。そのうち予算関係法律案は六件になることと思っておりますが、これらの法律案の件名及び要旨はお手元の資料のとおりでございます。

また、前国会に提出いたしましたして、衆議院において継続審査となつておるものが一件ございまして、付属機関、地方支分部局関係のものでございしますが、一件でございます。

なお、委員会への付託は、これは当院において決定される問題でございますので、若干の異動が生ずることがあろうかと存するわけでございします。

また、ただいま申し上げました提出予定法律案については、これは現時点で取りまとめたものでございまして、今後若干の変動があり得ますこともひとつ御了承願いたいと存するわけでございします。これから、予算関係法案以外のものを鋭意取りまとめ中でございますが、若干の変動はあるかもしれません。そのときはまた御連絡を申し上げますが、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

○委員長(古賀雷四郎君) 昭和五十五年度総理府本府関係予算について総理府総務長官から説明を聴取いたします。小淵総理府総務長官。

○国務大臣(小淵恵三君) 昭和五十五年度総理府本府の歳出予算要求額につきまして、その概要を御説明いたします。

昭和五十五年度総理府本府の歳出予算要求額は一兆五千六百九億四千四百三十五万二千円でありまして、これを前年度歳出予算額一兆四千九百八十八億四千五百四十八万三千円と比較いたしますと、千五百十億九千八百八十六万九千円の増額となっております。

以下、歳出予算要求額の主なものについて、予

定経費要求書の順に従つて申し上げます。

明日香村整備基金造成に必要な経費五億円、交通安全対策に必要な経費二十億四千八百三十五万三千円、広報及び世論調査に必要な経費百三十七億七千五百八十九万九千円、褒賞品製造に必要な経費五億八千六百六十三万四千円、恩給の支給に必要な経費一兆四千八百三十一億六千九百九十一万三千円、国勢調査に必要な経費三百一億九百八十二万四千円、青少年対策本部に必要な経費二十二億三千五百七十七万三千円、北方対策本部に必要な経費四億五千二百四十八万四千円、日本学術会議に必要な経費八億三千三百九十二万五千円等でありまして、

次に、その概要を御説明いたします。

明日香村整備基金造成に必要な経費は、奈良県明日香村の歴史的風土の保存を図るために行う事業等に係る基金の造成に要する経費の同村に対する補助に必要な経費でありまして、五億円を新たに計上しております。

交通安全対策に必要な経費は、交通安全基本計画の実施その他交通安全対策の効果的な推進を図るとともに、沖縄県の交通方法変更に伴う特別対策に必要な経費でありまして、前年度と比較して二億八千四百八十八万八千円の増額となっております。

広報及び世論調査に必要な経費は、広報、世論調査の実施等に必要な経費でありまして、前年度と比較して五億五千五百五十八万円の増額となっております。

褒賞品製造に必要な経費は、叙勲及び褒章の授与に必要な経費でありまして、前年度と比較して一億一千七十三万円の増額となっております。

恩給の支給に必要な経費は、恩給法等に基づいて文官、旧軍人、その遺族等に対して恩給を支給し、また、国会議員互助年金法に基づいて退職した国会議員及びその遺族に対して互助年金等を支給するための経費であります。昭和五十五年度においては、恩給年額の改定等の恩給改善措置を講ずることとしており、前年度と比較して千二百四

十四億七千三百三十三万五千円の増額となっております。

国勢調査に必要な経費は、統計法の規定に基づき、及び国連の一九八〇年世界人口・居住センサスの一環として行われる大規模国勢調査に必要な経費でありまして、前年度と比較して二百八十五億七千二百九十三万円の増額となっております。

青少年対策本部に必要な経費は、青少年問題の研究調査、青少年健全育成推進事業、青少年非行防止活動、少年補導センターの運営費補助、青年の国際交流及び国民健康体力増強等のための経費でありまして、昭和五十四年度において実施の国際児童事業に要した経費が減額となつておりますので、前年度と比較して十一億五千六百六十八万円の減額となっております。

北方対策本部に必要な経費は、同本部の一般事務処理費及び北方領土問題対策協会に対する補助に必要な経費でありまして、昭和五十四年度において北方館の建設に要した経費が減額となつておりますので、前年度と比較して四千二百八十五万四千円の減額となっております。

日本学術会議に必要な経費は、科学に関する重要事項の審議、内外の研究連絡調査と国際共同事業の協力に関する業務の推進、第十二期会員選挙等に必要な経費でありまして、前年度と比較して一億三千九百六十二万八千円の増額となっております。

以上をもちまして、昭和五十五年度総理府本府の歳出予算要求額の説明を終わります。

○委員長(古賀雷四郎君) 次に、昭和五十五年度における行政機構及び定員改正並びに行政運営の改善に関する行政管理局の基本方針について行政管理局長官から説明を聴取いたします。宇野行政管理局長官。

○国務大臣(宇野宗佑君) 第九十一回国会における内閣委員会の御審議に先立ち、行政管理局が所管する業務の諸問題につきまして御説明を申し上げます。

一九八〇年代を迎えた今日、わが国を取り巻く

内外の諸情勢にはまことに厳しいものがあります。

対外的には、変動する国際社会の中で、わが国の国際的地位にふさわしい役割りと責任を積極的に果たしつつ、石油を初めとする資源エネルギー問題など当面する諸問題に適切に対応することが重要な課題となっております。

一方、国内におきましては、きわめて困難な状況に陥っている財政の再建を進めつつ、物価の抑制など国民生活の一層の安定を図っていくことが緊要となっております。

このような情勢のもとにおきまして、行政が国民の要請と信頼に十分こたえていくためには、行政の徹底した合理化、効率化を行い、あらゆる事態に適時適切に対応していくことが必要であります。

以上の観点から、行政管理局の業務運営について申し上げますと、第一に、行政改革につきましまして、行政の合理化、効率化を図ることが当面の急務であることにかんがみ、行政の組織及び運営の全体におたる改革を引き続き推進していく方針であります。

政府は、昨年末、新たに昭和五十五年行政改革を決定し、特殊法人十八の減や役員の縮減、地方支分部局、付属機関等の整理合理化を初め、国家公務員の定員削減、報告等各種行政事務や補助金等の整理など行政の各般にわたる簡素化、効率化対策を積極的に講ずることとした次第であります。

このため、昭和五十五年予算等において必要な措置を講ずるとともに、今国会におきましても関係法律案の御審議を仰ぐこととし、残りの事項につきましても、今後、計画的に実施に移してまいり所存であります。

第二に、昭和五十五年の行政機構、定員等の審査について申し上げますと、まず行政機構及び特殊法人につきましましては、現下の政策上の必要性にかんがみ、既存機構の再編合理化を前提として、郵政省電気通信政策局及び特殊法人新エネルギー

第一、総合開発機構の新設を認めることとしたが、これ以外の部局及び特殊法人の新設はすべてこれを認めないこととした。

また、国家公務員の定員につきましては、新計画に基づき定員削減を着実に進めるとともに、新規行政需要につきましても、極力重点的な配分を行い、全体としての増員数を厳しく抑制した結果、国家公務員数を削減することとした。

今後とも、行政機構等の審査に当たりましては、膨張抑制の方針を堅持しつつ、新しい時代の要請に即応してその見直しを進めてまいり所存であります。

第三に、行政監察につきましては、現下の厳しい財政事情や行政の厳正な執行が強く求められている状況にかんがみ、行政の簡素化、効率化のための事務事業の見直し、国民生活に密接に関連する諸施策の再点検及び国民の信頼に足る公正な行政運営の確保に重点を置いて監察、調査を実施してまいりたいと考えております。

なお、行政監察の機能を十分に發揮させるため、すべての特殊法人を調査の対象としたいと考えて、現在、法改正を検討いたしております。

また、行政相談につきましては、各省庁、地方公共団体等との連携を強化するなど行政相談体制の整備を図りつつ、国民の立場に立つて、複雑多様化した行政相談事案に適切に対処してまいり所存であります。

第四に、行政情報処理及び統計の総合調整につきましては、社会経済情勢の変化に即応して、情報処理の合理化及び統計の整備を推進しつつ、これら調整機能の一層の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、所管行政の業務運営につきその基本方針を申し述べましたが、今後におきましても、行政組織及び行政運営の改善につきましては、行政監視委員会の意見等を尊重し、また民意の反映にも十分留意して、これを強力に推進し、国民の信頼にこたえ得る行政の実現を目指して最善の努力を傾けてまいり所存であります。

委員各位におかれましても、一層の御理解と御支援をいただきますようお願いする次第であります。

○委員長(古賀四郎君) 次に、昭和五十五年国防衛庁関係予算について防衛庁長官から説明を聴取いたします。細田防衛庁長官。

○国務大臣(細田吉藏君) 昭和五十五年の防衛庁予算の概要を御説明申し上げます前に、一言ごあいさつをさせていただきますと存じます。

先般、二月四日、防衛庁長官を拝命いたしました細田吉藏でございます。浅学非才、微力ではございますが、委員長初め内閣委員会の皆様方の御指導と御鞭撻をいただきますこと、この重責を果たしてまいりたいと存じております。どうぞよろしくお願いいたします。

昭和五十五年防衛庁予算について、その概要を御説明いたします。

まず、防衛本庁について申し上げます。

昭和五十五年の防衛本庁の歳出予算額は一兆九千七百四億五千九百万円、前年度の当初予算額に比べますと、一千七百七十八億三千七百万円の増加となっております。

次に、新規継続費は、昭和五十五年甲型警備艦建造費等で一千五百億九千四百万円、国庫債務負担行為は、武器購入、航空機購入、艦船建造、装備品等整備等で七千六百七十七億八千九百万円となっております。

また、昭和五十五年における自衛官の定数の増加等法律の改正を要するものについては、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を提出し、御審議をお願い申し上げます。

次に、防衛本庁の予算の内容について申し上げます。

昭和五十五年予算においては、最近における厳しい財政事情等を踏まえつつ、昭和五十一年十月に決定された防衛計画の大綱に従って、防衛力の整備を進めることとしたしております。

特に重点を置いた事項は、次のとおりであります。

第一に、陸上装備、航空機、艦船等の主要装備の更新近代化を中心として整備を進めることとし、特に航空機については、対潜哨戒機P3C及び戦闘機F15の第二次調達に着手することとしております。

第二に、平時における自衛隊業務の中心をなす教育訓練の重要性にかんがみ、所要の教育訓練関係経費を確保し、隊員の練度の維持向上を期しております。

第三に、隊員の処遇改善のための諸施策を充実するため、隊舎、公務員宿舎の建設等生活環境の整備を進めるとともに、前年度に引き続き、自衛官の停年延長を実施するほか、新たに一曹と准尉の間に曹長の階級を新設することとしております。

第四に、均衡のとれた後方支援体制の整備を図るため、各種防衛施設の整備を行うほか、前年度に引き続き防衛マイクロー線の建設を進め、指揮通信能力を強化することとしております。

第五に、研究開発を推進し、防衛力の質的水準の維持向上に努めることとしております。

以下、機関別に内容の主な点について申し上げます。

陸上自衛隊の歳出予算額は八千八百七十二億七千五百万円、国庫債務負担行為は一千二百十八億二千七百万円となっております。

陸上装備については、七四式戦車六十両、七三式装甲車九両、七五式百五十五ミリ自走り榴弾砲二十六門等の調達を予定しております。

地对空誘導弾については、一個群の改良ホークへの改装を予定しております。

次に、航空機については、連絡偵察機二機、練習機二機、観測ヘリコプター十機、多用途ヘリコプター五機、輸送ヘリコプター一機、合わせて二十機の調達を予定しております。

また、予備自衛官の員数を一千人増加することとしております。

海上自衛隊の歳出予算額は五千九百六億五千七百万円、新規継続費は一千五百五億九千四百万円、

国庫債務負担行為は一千八百六十三億四百万円となっております。

昭和五十五年の海上自衛官の定数は、艦船、航空機の就役等に伴う八百五十人の増員により四万三千八百九十七人となります。

艦艇については、護衛艦二千九百トン型二隻、護衛艦一千四百トン型一隻、潜水艦二千二百トン型一隻、掃海艇四百四十トン型二隻、合わせて六隻の建造を予定しております。

次に、航空機については、対潜哨戒機十機、救難飛行艇一機、計器飛行練習機二機、対潜ヘリコプター二機、合わせて十五機の調達を予定しております。

航空自衛隊の歳出予算額は五千四百四十四億三千五百万円、国庫債務負担行為は四千四百二十二億二千八百万円となっております。

昭和五十五年の航空自衛官の定数は、航空機の就役等に伴う三百八十七人の増員により四万六千二百四十人となります。

航空機については、戦闘機三十四機、支援戦闘機三機、高等練習機四機、初等練習機六機、救難捜索機一機、救難ヘリコプター二機、合わせて五十機の調達を予定しております。

内部部局、統合幕僚会議及び付属機関の歳出予算額は五百九十億九千九百万円、国庫債務負担行為は百七十四億三千九百万円となっております。防衛医科大学の経費、各種装備品の研究開発費その他各機関の維持運営に必要な経費であります。

以上のうち、昭和五十一年十一月五日に閣議決定された「防衛力の整備内容のうち主要な事項の取扱いについて」に基づき、国防会議に諮り決定されたものは、自衛官の定数及び予備自衛官の員数の増加、七四式戦車等主要陸上装備の調達、地对空誘導弾の改良ホークへの改装、連絡偵察機、対潜哨戒機、戦闘機等航空機七十一機の調達、護衛艦二千九百トン型等艦艇六隻の建造であります。

続いて、防衛施設庁について申し上げます。

昭和五十五年の防衛施設庁の歳出予算は二千

五百三十二億一千四百萬円で、前年度当初予算に比べますと、百八十六億四千萬円の増加となっております。

また、国庫債務負担行為は、提供施設整備及び提供施設移設整備で二百七十二億九千三百萬円となっており、

次に、防衛施設庁の予算の内容について申し上げます。

昭和五十五年度予算の重点施策として、最近の基地をめぐる諸般の情勢にかんがみ、基地周辺地域住民の生活の安定及び福祉の向上並びに基地の安定的な使用に資するため、周辺地域の生活環境の整備を一層推進するとともに、日米安全保障体制の円滑な運営に資するため、前年度に引き続き地位協定の枠内で提供施設の整備等を推進するほか駐留軍従業員の離職者対策及び福祉対策の強化並びに駐留軍施設の整理統合の計画的処理を図ることとして、所要の予算を計上しております。

以下、各項目別に内容の主な点について申し上げます。

施設運営等関連諸費は、二千二十一億六千四百萬円となっております。このうち、基地周辺整備事業については、基地問題の実態に有効に対処し得るよう、個人住宅の防音工事費三百五十億五千五百萬円及び特定防衛施設周辺整備調整交付金百一億圓を含め、一千二百九十三億九千五百萬円を計上しております。

このほか、日米安全保障体制の円滑な運営に資するため、提供施設の整備として歳出予算に二百二十六億九千九百萬円、国庫債務負担行為で百八十八億八千九百萬円をそれぞれ計上しております。

調達業務管理費については、駐留軍従業員の雇用関係の特殊性にかんがみ、離職者対策及び福祉対策の強化を図るため、百七十億三千三百萬円を計上しております。

提供施設移設整備費については、駐留軍施設の整理統合の計画的処理を図るため、歳出予算に百五十四億百萬円、国庫債務負担行為で八十四億一千二百萬円をそれぞれ計上しております。

その他、相互防衛援助協定交付金一億一千七百萬円、一般行政事務に必要な防衛施設庁費百八十四億九千九百萬円を計上しております。

以上申し述べました防衛本庁、防衛施設庁予算に国防会議及び特定国有財産整備特別会計への繰り入れを加えた昭和五十五年度防衛関係費は二兆二千三百一十二億二千萬円となり、前年度に対して一千三百五十七億一千三百萬円、六・五％の増加となります。

以上をもちまして、防衛本庁及び防衛施設庁の予算の概要の説明を終わります。

○委員長(古賀雷四郎君) 両調査につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(古賀雷四郎君) この際、派遣委員の報告に関する件についてお諮りいたします。

先般、当委員会が行いました国の地方支分部局及び自衛隊の業務運営並びに国家公務員制度の実情調査のための委員派遣については報告書が提出されておりますので、これを本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

〔参照〕

派遣委員報告書(四国班)

古賀雷四郎  
林 寛子  
林 道  
山崎 昇  
和泉 照雄

去る一月十七日より十九日までの三日間の日程で高知県及び香川県に出張し、国の地方支分部局及び自衛隊の業務運営並びに国家公務員制度の実

情を調査した。

日程の第一日は、高知県庁において国の地方出先機関との関連、定員、給与の実態等について説明を聴取した後、高知警務所、高知海上保安部より、それぞれ業務内容の説明を聴取した。

第二日は、普通寺市に駐屯している陸上自衛隊第二教育団及び第十五普通科連隊において概況報告を聴取した後、高松市において人事院四国事務局、四国管区行政監察局及び四国地方建設局より業務内容の説明を聴取した。

以下、調査の概要を視察順に報告する。

一、高知県

高知県庁においては、国の地方出先機関につき特に地方自治との関連においての問題点及び職員

の定員、給与の実態等についてその実情を聴取した。その際の要望事項について以下記述する。

(一) 国の地方出先機関の問題について

第十七次地方制度調査会の答申にもあるが、国の地方出先機関の中には、地方公共団体の行政と類似適合する業務を行っており、二重行政、二重監督の弊害をきたし、行政責任を不明確にしていると思われるものが少なくなく、地方公共団体の行政運営と事務処理の簡素合理化を著しく阻害している現状にあるとのことであった。

そのため、国、地方を通ずる行政の簡素合理化への要請や、最近の社会経済情勢の変化、交通通信手段の発達等に見合った抜本的見直しが必要と考えられるので、国と地方の機能分担の適正化(再配分)はもとより、国の出先機関の整理縮小の実現に尽力されたいとのことであった。

(二) 行政事務処理の簡素合理化について

国の機関委任事務及び国庫補助負担事業にかかわる事務処理は、複雑多様化し、ブロッカー機関と本省に同様の手続が必要である等事務量の増大を招いているとのことであった。

一部については多少の改善は見られるもののなお改善すべきものが多いと考えられるので、国の法令、組織等の見直しを行い、効率的な行政ができよう行政事務処理の簡素合理化について努められたいとのことであった。

(三) 地方事務官制度の廃止について

昭和五十二年十二月二十三日の閣議決定「行政改革の推進について」により、地方事務官廃止の方針は決定されて車検、登録関係地方事務官については法案が提出されたが、その他については、本年六月を目途に結論を得るとして、その後進展をみせていない。

地方事務官制度は、戦後三十年余に及ぶ変動的な状態が続いているが、全国知事会、地方制度調査会等も再三にわたり廃止の答申、提言を行っており、国会においても附帯決議が行われているので、同制度の廃止について尽力されたいとのことであった。

(四) 指定統計調査結果の早期公表について

国の実施する統計調査結果の地方における需要は最近特に増加しつつあるが、その公表が早く一年、遅いと二年後になるので、統計調査に対する認識を深め、協力を促進するためにも、各種統計調査の早期公表と小地域利用が可能となるようその表章について配慮されたいとのことであった。

(五) 同和对策予算の増額について

同和对策事業特別措置法が第八十五回国会で、昭和五十六年度まで、三年間延長されたが、この改正では、期限の延長にとどまっているので、同和問題の速やかな解決のため、当委員会の附帯決議の実現に努めるとともに、同和对策事業予算の大幅な増額が要望された。

なお、説明聴取の後、高齢者職員の実態、勤奨退職の状況、昇給延伸の措置内容、国の許認可事務整理の影響等について質疑応答があった。

(一) 組織、定員等

高知警務所は、総務、経営、事業の三部制のもとに十二課一室をもって構成され、出先機関として十九管林署を、また、各管林署の組織の下に、担当区事務所、製品事業所、貯木場、種苗事務所、その他治山事業所、管林事務所等を設置して

おり、五十四年十二月現在の職員数は、定員内一、九五七名、定員外一、二六三名、合計三、二二〇名となっている。

#### (一)業務の概要

同局は、五十四年七月二十四日「高知管轄局経営改善実施計画」を作成し、これによって、造林及び林道の開設等の林業生産基盤の整備、事業運営の効率化、経営管理の適正化、収入の確保等を行っている。

同局が管轄する四国四県の総面積は、一八八万ヘクタールで、そのうち林野が一三九万ヘクタール(七四%)、田畑が二二万ヘクタール(一二%)で、林野率は全国平均の六六%よりも高く、特に高知県では八二%となっている。また、管内の国有林野面積は、一八万四、〇〇〇ヘクタールで四国四県の森林面積の一三%を占めている。

同局の管内は、温暖多雨の自然的好条件に恵まれており、スギ、ヒノキを主体とする人工林化が進み、現在の人工林率は六四%で全国平均の三〇%を大きく上回っている。

林産物の供給については、四十九年度から五十二年度の四か年平均で見ると、四国全体の外材を含めた総供給量の約一〇%弱、国産材供給量の約二五%の木材を供給している。

同局の収支は、五十三年度実績で、収入二二三億六、四〇〇万円、支出二二億二億円で、全国十管轄局で唯一の黒字となっている。

国有林の地元還元に関連して、森林のレクリエーション利用に対する国民的要請に即応して四十四年度から面河自然休養林をはじめ八か所の自然休養林、三か所の自然観察教育林、四十三か所の風景林及び二か所の野外スポーツ林を設定し、風致の保存に努めるとともに、遊歩道、展望台等のレクリエーション施設を整備していることである。

説明の後、松喰虫の被害状況、局全体の庁費、旅費の実態、定員外職員数及び白ろう病認定患者数についての質疑応答があった。

#### 三、高知海上保安部

#### (一)組織、定員等

高知海上保安部は、神戸の第五管区海上保安本部の下にあり、高知県の区域及びその地先海域(宿毛湾において愛媛県の一部地先海域を含む)を管轄区域としている。

同保安部の職員総数は、一三六名(船艇要員九〇名、陸上要員四六名)で、船艇は、昨年十月竣工した巡視船あしずり一、〇〇〇トンの外、四隻を保有し、管下に、宿毛海上保安署及び土佐清水海上保安署を置いている。

#### (二)業務の概要

同保安部は、外洋向けに対処する保安部としての性格を有しているが、この管区は広汎で、気象、海象も複雑激烈であり、又、高知港をひかえて出入船舶も多く(五十四年度一、九八二隻)業務も増加の傾向にある。

海上犯罪の送致件数は、五十二年度三八件、五十三年度三五五件から、五十四年度は、十二月末まで、三六九件と増加し、特に海事関係、公害関係の増加が目立っている。

次に海難救助関係では、発生件数で、五十二年度、五十三年度共一三七件、五十四年度は十二月末まで、九七件となっているが、海難は、全国的に減少の傾向を示していることであつた。

又、最近問題となっている油等による海上公害の発生件数は、五十二年度一〇件、五十三年度二件、五十四年度十二月末まで三件とかなり増加傾向を見せている。

なお、説明聴取後、巡視船くま(五〇〇トン)に乗船し、高知港内で、巡視船の運用状況を視察した。

#### 四、陸上自衛隊普通科連隊とん地

#### (一)所在地及び任務

同駐とん地は、昭和二十五年八月警察予備隊の発足と同時に開設されたものであり、現在、中部方面隊隷下の第二教育団本部及び第一一〇教育大隊、第一五普通科連隊、第八施設群、普通科駐とん地業務隊等が所在している。その定員は約二、二〇〇名であるが、そのほかに教育隊所属の新隊員等が、月平均約二八〇名所在しており、所属隊員の約九〇%は四国出身者とのことである。

主要所在部隊の任務は次のとおりである。

1、第二教育団本部及び第一一〇教育大隊

第二教育団は、第一(横須賀)、第三(佐世保)と共に三教育団の一つであり、本部の隷下に普通科(第一一〇教育大隊)のほか、大津(第一〇九教育大隊)、山口(第一一二教育大隊、久居(第一一六教育大隊)及び松山(第四陸曹教育隊)にそれぞれ部隊を置いている。

任務として中部方面隊区内の陸曹及び陸士に対する基本教育を担当しており、第一一〇教育大隊は、本部の隷下にあって四国四県及び岡山県から入隊する新隊員教育と陸士の通信特技教育を実施している。

なお、第二教育団長は、普通科駐とん地司令を兼務している。

2、第一五普通科連隊

第二師団(広島県海田町)の隷下にあり、同師団を構成する四個普通科連隊の一つであり、その基幹部隊としての訓練を行ほか、四国四県の警備を担当している。

3、第八施設群

第四施設団(京都府宇治市)隷下の三施設群の一つであり、基幹部隊としての訓練を実施するほか、四国、中国地区の部外土木工事等を担任している。

なお、昭和五十五年防衛庁業務計画によれば、第一五普通科連隊は、第一三師団から独立し、第二混成団となり、第二教育団本部は大津駐とん地に移駐することとなっている。

#### (二)施設の状況

駐とん地の敷地面積は、約二万三千方米で、三つの地区に区画され、第一地区は主として居住施設及びグラウンド、第二地区は倉庫、教場及び基礎訓練場、第三地区は教育団本部及び小グラウンドとして使用されており、外に自動車訓練場がある。居住施設は、逐年建替整備が実施されているが、いまだ歴史的、文化的財産ともいえる旧軍第一師団司令部(現教育団本部)及び赤レンガ造りの倉庫のほか、多くの明治以来の木造建物を使用しており、火災予防、維持補修に格別の配慮をしていることであつたが、特に、医療施設については早急な建て替えが必要と思われた。

訓練場等としては、近傍に、大池訓練場、普通科射撃場があり、また、東北約三五キロメートルの板出市に、国分台演習場、高屋射撃場があり、比較的恵まれた訓練環境にある。

#### (三)災害派遣及び民生協力

駐とん地創設以来の災害派遣実績は、風水害三六件、林野火災三八件、近傍火災二四件、給水、防疫等三七件合計一三五件となっており、出動人員延べ一萬三、〇〇〇人、車両延べ約一萬七、〇〇〇両、航空機延べ三〇〇機となっている。

部外土木工事は、主として第八施設群が担任し、三十一年度以降の実績は、二四〇件、土工量約五五〇万立方メートルで霞ヶ関ビルの十一倍のことであつた。

#### 五、人事院四国事務局

同局は、総務、第一、第二の三課制をとり、局長はか一八名の職員をもって、四国四県を管轄区域として各種国家公務員採用試験の実施、民間給与実態調査、各種研修会及び給与関係説明会の開催、監査及び調査、公平審査等の業務を行っている。

なお、管内の一般職国家公務員数は、三万五、二五八名(全国比約四%)となっている。

#### (一)業務の概要

五十四年度に実施した国家公務員採用試験は、上級試験以下一五種類に及んでおり、告知から募集、申込受付、試験、合格発表までに至る業務を実施しており、管内試験の申し込み者総数は、一六六、〇二〇人となっている。申込者数は、上級甲、乙で若干前年度より減少しているが、高卒程度の初級や、短大卒程度の中級等ではやはり増加の傾向を示している。

なお、中級試験においては、高学歴の受験者が

多く、大学卒が八五%を占めているとのことであつた。

競争率は、上級甲三三五倍(全国四一倍)、同乙六一・三倍(五三・五倍)、中級二〇倍(三一・二倍)、初級一〇・八倍(九・一倍)となつてゐる。

民間給与実態調査については、企業規模一〇〇人以上で事業所規模五〇人以上の三四五事業所(全国比四・五%)について県の人事委員会とタイアップして実施している。

各種研修については、管内に所在する各省庁の地方機関職員を対象として、新採用職員研修ほか七種類の研修会を四日から二週間の期間にわたつて開催し、参加延人員は二二七人(五十四年度)となつてゐる。

公平審査では、五十四年度で、不利益処分の審理三回(延二二日)、災害補償の調査一八件、苦情申立て三件、行政事件訴訟二件、行政措置要求の調査二件である。

説明の後、週休二日制について四週五休制の隘路問題点、健康管理の状況、定年制についての影響等についての質疑応答があつた。

六、中国管区行政監察局

(一) 組織、定員等

同局は四国四県を管轄区域とし、二部(第一部、第二部)、一課(総務課、行政相談課)及び首席調査官の組織で定員は四六名となつてゐる。

管内の下部機関として、徳島、愛媛、高知にそれぞれ地方行政監察局を置き、その定員は三局で四六名となつてゐる。(以上五十五年一月一日現在)

管内における監察(調査)対象機関数は、国の機関一、九九三、地方公共団体二二〇、特殊法人二四四、合計二、四五七である。

(二) 業務の概要

五十四年度の中央計画監察実施状況は、二一本、(五十三年度二四本)、地方監察実施状況は九本(同一〇本)となつてゐる。

行政相談業務については、五十三年度の受理件数が一一、五二八件で五十年の七、八八三件を

一〇〇とした場合、一四六となりかなりの増加傾向を示している。なお、五十四年度は、昨年十二月末現在で七、九三三件となつてゐる。

行政相談委員は、四国全域の二六市町村に二四七名が配置され、五十三年度の委員による相談受理の比率は七九・八%であり、一人当りの件数は三七件となつてゐる。

行政相談受理数で省庁別で多いのは、年金、生活保護関係の厚生省関係二、〇六七件(一八%)、地方道、河川関係の建設省関係二、六九六件(二四%)、交通安全、公害関係の総理府関係一、〇八七件(九・四%)が目立っている。

地方環境行政事務の環境情報報告件数は、五十三年度五〇三件、五十四年度三三三件(五十四年十一月末現在)であり環境モニターについては、四国四県で二八名が委嘱されている。

説明の後、中央及び地方行政監察結果についての行政効果及び、行政改革計画にあるブロック機関廃止問題について質疑応答があつた。

七、四国地方建設局

(一) 組織、定員等

同局は、本局が五部(総務、企画、河川、道路、用地)、一九課からなり、職員数は二二九名、管下の工事事務所等は二四カ所で職員数は一、一五五人となつてゐる。

四国四県をその管轄区域とし、直轄八河川及び国道九路線一、一五二・七キロメートルの管理、ダム、砂防、道路、河川等の工事及び調査等を行つており、五十四年度予算は、河川関係四一四億四、二〇〇万円、道路関係四三三億八、四〇〇万円を含み事業費合計で八四八億三、五〇〇万円である。

(二) 管内の特色と要望事項

1 公共事業促進の必要性

四国は、その離島性によって、経済的、文化的発展が大きく妨げられてゐるので、本四連絡橋の着工など広域交通体系の整備とあわせて四国内の幹線交通体系の整備を早急に進める必要がある。四国の公共投資の遅れを道路でみると、高速道路の

供用は、一キロメートル(全国二、四二九キロメートル)、一般道路の整備率は、一般国道で四七・七%(全国六〇・三%)、地方道に至つては二〇・一%(全国四九%)と大幅に下廻る現状にある。

また、台風、集中豪雨等の常襲地帯に位置するため、災害復旧が重要な事業になつてゐるので、今後とも抜本的な防災対策事業の推進が必要とされる。

2 定員と事業量との関連

第一次から第四次に至る定員削減措置により、四十二年の二、六四二名から五十四年度末には一、三五二名となり、計二九〇名(四十二年定員の二八%)が削減される結果となる。

一方、事業費は、過去十年間(四十四年度～五十四年度)で名目で一八六億円から八四六億円に、実質額でも一、九四四億、定員の減少から一人当り事業費では二・二四倍となり、職員に対する負担は増大してゐる。

また、国道の改築、堤防等の整備、ダムの建設等事業の進展に伴い、管理施設も増加し、管理部門に対する要員の確保が重要課題となつてゐる。特にダムの場合、管理事務所の設置が不可欠で、一カ所一〇～一五名の人員が必要となるので十分配慮されたいとのことであつた。

3 営繕部の設置

四国地建については、北陸地建と同様に営繕部がないため当該事務は、中国地建の所管となつてゐる。

そのため、四国内の営繕工事については、広島まで行き設計、協議、入札等を行う必要があるため、関係機関に大きな不便を与へてゐる現状にある。

五十五年度予算で、中国地建に四国地方を専任とする四国営繕管理官が認められたが、四国地方の建築行政のレベルアップを図るために、財政事情の極めてきびしい際ではあるが、営繕部設置を是非要望することであつた。

4 旅費、庁費

アップや物価の上昇等に対して予算の伸びが少なく、旅費については出張回数、日数を減らす等、又庁費についても極力経費節約を図る等の措置によつて対応しているが、非常に苦しい現状にあるので、単価アップに対応する予算の配慮が要望された。

一月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

一、郵政省設置法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「一億九千万円」を「二億二千万円」に改める。

第八条中「千七百六十万円」を「二千四十万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 昭和五十五年度においては、改正後の皇室経済法施行法第七条中「二億二千万円」とあるのは「二億五千万円」と、同法第八条中「二千四十万円」とあるのは「千九百万円」とする。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「左の」を「次の」に、「簡易保険局」を「簡易保険局」に改め、「経理局」を「電気通信政策局」に改め、「経理部、資材部」に改める。

第六條第一項中「左に」を「次に」、同項第十号の六中「行なう」を「行う」に改め、同項第十一号(中)「基く」を「基づく」に改め、同号を同項第十一号の二とし、同項第十号の六の次に次の一号を加える。

十一 郵政省の所掌事務に係る会計、財務及び統計に関し、次に掲げる事務を処理すること。

(一) 各部局の準備した予算案の取りまとめをすること。

(二) 各部局の事業又は業務計画案に基づく予算の実行計画を作成し、及び実施すること。

(三) 郵政省所管の各会計の会計及び財務に関する法令及び手続に関すること。

(四) 郵政事業特別会計の一切の決算をすること。

(五) 郵政省所管の各会計の決算の取りまとめをすること。

(六) 郵政事業特別会計の収入及び支出の調定及び出納をすること。

(七) 郵政事業特別会計の収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。

(八) 郵政事業特別会計制度に関する研究をすること。

(九) 郵政事業特別会計の原簿計算をすること。

(十) 資金を統制し、管理し、及び調達すること。

(十一) 各部局の支出負担行為の計画の取りまとめをすること。

(十二) 支払計画を設定し、及びこれを各部局に通知すること。

(十三) 契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その他財産の管理及び保管の責任を有する職員に対して、会計監査をすること並びに郵政省の総原簿又は補助簿への仕訳記入の確認をすること。

(十四) 会計及び財務に関する統計を作成し、並

びに郵政省の所掌事務の統計に関する基本計画を作成すること。

(五) 郵政省の所掌事務の統計を保存すること。

(六) 郵便、郵便為替及び郵便振替の原簿計算をし、及び料金の合理化の研究をすること。

(七) 固定資産の記録を保存すること。

(八) 広告業務に関する手続の基本を定めること。

(九) (一)から(八)までに掲げるもののほか、会計、財務及び統計に関し、郵政省の権限として法令の定める事項で、他の部局の所掌とされない事項を処理すること。

第六條第一項第十二号の二から第十二号の五までを削り、同項第十六号中「基く」を「基づく」に改め、同条第三項中「但し」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第十一号」を「第一項第十一号の二」に、「但し」を削り、同項第十一号の二に「次に次の一項を加える」。

2 経理部においては、前項第十一号に掲げる事務及び同項第十三号から第十七号までに掲げる事務(同項第十一号に掲げる事務に係るものに限る)をつかさどる。

第十一号を削り、第十号の三中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「但し」を「ただし」に改め、同条第九号中「但し、大臣官房」を「ただし、電気通信政策局」に改め、同条を第十一号とする。

第十号の二を第十号の三とし、第十号の次に次の一条を加える。

(電気通信政策局の事務)

第十号の二 電気通信政策局においては、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、電波監理局所掌のものを除く。

一 電気通信の規律に関する政策の企画、立案及び推進に関すること。

二 電気通信を規律し、及び監督すること。

三 国際電気通信の管理に関する国際的取決め及び国際電気通信連合その他の機関との連絡に関すること。

四 日本電信電話公社及び日本電信電話公社共済組合並びに国際電信電話株式会社を監督すること。

五 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。ただし、日本電信電話公社に関するものに限る。

六 電気通信政策局の所掌事務に関する法令を立案し、及び実施すること。

七 電気通信政策局の所掌事務に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

八 電気通信政策局の所掌事務に関する研究及び調査をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。

九 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

十 所部の職員を訓練すること。

十一 電気通信政策局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基づく業務計画を実施すること。

十二 電気通信政策局の所掌事務に関する周知を行い、及び統計を作成すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、電気通信に関し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

十四 前各号の事務に附帯すること。

第十二條第三項中「第六條第一項第十二号の二から第十二号の四まで」を「第十号の三」に改め、「第十二号の二から第十二号の四まで並びに」を削り、「第十号の二まで」を「第十号の三まで」に改め、同条第五項中「外」を「ほか」に改め、「及び第十二号の二から第十二号の四まで」及び「第十号の三」を削る。

第十三條第六項中「第十号の二」を「第十号の三」に、「行なう」を「行う」に、「定」を「定め」に改める。

第二十一條第五項及び第六項を削り、同条第七

項中「及び簡易保険局」を「、簡易保険局及び電気通信政策局」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

附則  
この法律は、昭和五十五年七月一日から施行する。

二月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、靖国神社公式参拝に関する請願(第二九三号)

第二九三号 昭和五十五年一月二十二日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一 滋賀県議会議員 大谷元太郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた人々の英霊が祭られ、国民尊崇の念禁じ得ないところである。しかるに、戦後靖国神社は国の手を離れ、天皇陛下、内閣総理大臣の参拝もすべて私的なものとして扱われ、また、国際儀礼として当然の国賓の参拝も行われていない現状である。よつて、靖国神社の公式参拝について格段の努力をされた

い。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

二万円に改める。

第六十五條第二項中「十万八千円」を「十二万円」に、「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「六万六千円」を「七万八千円」に改める。  
第七十五條第二項中「三万二千四百円」を「三万六千円」に改める。

別表第二号表中「三、三三〇、〇〇〇円」を「三、四七三、〇〇〇円」に、「二、六五七、〇〇〇円」を「二、八七八、〇〇〇円」に、「一、一六八、〇〇〇円」を「一、三三〇、〇〇〇円」に、「一、六八二、〇〇〇円」を「一、八四六、〇〇〇円」に、「一、三三九、〇〇〇円」を「一、四八〇、〇〇〇円」に、「一、〇六七、〇〇〇円」を「一、一八八、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「三、四三六、〇〇〇円」を「三、六九四、〇〇〇円」に、「二、八五一、〇〇〇円」を「三、〇六五、〇〇〇円」に、「二、四四五、〇〇〇円」を「二、六二九、〇〇〇円」に、「二、〇〇九、〇〇〇円」を「二、一六〇、〇〇〇円」に、「一、六二二、〇〇〇円」を「一、七三三、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「三、三四四、六〇〇円」を「三、四六一、五〇〇円」に、「三、〇八七、三〇〇円」を「三、一九五、五〇〇円」に、「二、九五七、七〇〇円」を「三、〇六一、五〇〇円」に、「二、八五四、九〇〇円」を「二、九五五、二〇〇円」に、「二、〇〇六、一〇〇円」を「二、〇七七、五〇〇円」に、「一、九二一、八〇〇円」を「二、〇〇九、〇〇〇円」に、「一、七二二、二〇〇円」を「一、七八二、九〇〇円」に、「一、四〇一、五〇〇円」を「一、四五二、四〇〇円」に、「一、三四七、二〇〇円」を「一、三九六、二〇〇円」に、「一、二五七、六〇〇円」を「一、三〇三、六〇〇円」に、「一、二二二、二〇〇円」を「一、二六七、〇〇〇円」に、「一、一八五、七〇〇円」を「一、二二九、二〇〇円」に、「一、〇四二、五〇〇円」を「一、〇八一、一〇〇円」に、「九三三、八〇〇円」を「九五八、四〇〇円」に、「八九二、一〇〇円」を

「九二四、六〇〇円」に、「八六八、一〇〇円」を「九〇〇、八〇〇円」に、「八四七、七〇〇円」を「八七九、七〇〇円」に、「八二七、五〇〇円」を「八五八、八〇〇円」に、「七九四、八〇〇円」を「八二五、〇〇〇円」に、「九一八、〇〇〇円」を「一、〇三八、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「三、三四四、六〇〇円」を「三、四六一、五〇〇円」に、「三、〇八七、三〇〇円」を「三、一九五、五〇〇円」に、「二、九五七、七〇〇円」を「三、〇六一、五〇〇円」に、「二、八五四、九〇〇円」を「二、九五五、二〇〇円」に、「二、〇〇六、一〇〇円」を「二、〇七七、五〇〇円」に、「一、九二一、八〇〇円」を「二、〇〇九、〇〇〇円」に、「一、七二二、二〇〇円」を「一、七八二、九〇〇円」に、「一、四〇一、五〇〇円」を「一、四五二、四〇〇円」に、「一、三四七、二〇〇円」を「一、三九六、二〇〇円」に、「一、二五七、六〇〇円」を「一、三〇三、六〇〇円」に、「一、一八五、七〇〇円」を「一、二二九、二〇〇円」に、「一、一五四、二〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、一五四、二〇〇円」に、「一、〇四二、五〇〇円」を「一、〇八一、一〇〇円」に、「一、〇一〇、三〇〇円」を「一、〇四七、九〇〇円」に、「九五二、一〇〇円」を「九八七、七〇〇円」に、「八四七、七〇〇円」を「八七九、七〇〇円」に、「八二七、五〇〇円」を「八五八、八〇〇円」に、「七九四、八〇〇円」を「八二五、〇〇〇円」に、「七〇九、〇〇〇円」を「八二五、〇〇〇円」に改める。

(国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律の一部改正)

第二条 国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律(昭和二十二年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。  
第一条第一項中「会社の社員の下に(これらの会社の職制による社員(準社員を除く。))をいう。以下同じ。」を加え、「恩給法の公務員」

を「公務員(恩給法に規定する公務員をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二項を削る。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条 第一条に掲げる会社の社員であつた者で、これらの会社の業務を政府に引き継いだ日以前に公務員となつたものに恩給法を適用する場合に、普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、その在職年数に社員に就職した月から社員を退職した月(同月において公務員となつた場合においては、その前月)までの社員としての在職年数(昭和二十年八月十四日以前の退職に係る在職年数及び第一条又は恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則第四十一条の四第一項の規定により公務員としての在職年数に加えられることとなる在職年数を除く。)を加えたものによる。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十

八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第三項中「同号中「百五十分の三・五」とあるのは、「百五十分の三」を「同号に定める率は、百五十分の五十」に改める。

附則第十八条第二項中「「百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員たる旧軍属にあつては、百五十分の三)」とを削る。

附則第二十二條の三中「十万八千円」を「十二万円」に改める。

附則第二十三條第六項中「「百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員にあつては、百五十分の三)」とを削る。

附則第二十七條ただし書中「九十一万八千円」を「百三万八千円」に、「七十九万九千円」を「八十四万四千円」に改める。

附則第三十一條中「「百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員にあつては、百五十分の三)」とを削る。

附則表第一を次のように改める。

附則表第一(附則第十三條關係)

| 階   | 級 | 仮定俸給年額     |
|-----|---|------------|
| 大將  |   | 五、一三三、五〇〇円 |
| 中將  |   | 四、四七五、三〇〇円 |
| 少將  |   | 三、五四四、九〇〇円 |
| 大佐  |   | 三、〇六一、五〇〇円 |
| 中佐  |   | 二、九二八、四〇〇円 |
| 少佐  |   | 二、二八二、九〇〇円 |
| 大尉  |   | 一、九二九、二〇〇円 |
| 中尉  |   | 一、五二七、一〇〇円 |
| 少尉  |   | 一、三〇三、六〇〇円 |
| 准士官 |   | 一、二〇〇、一〇〇円 |

|          |          |
|----------|----------|
| 曹長又は上等兵曹 | 九八七、七〇〇円 |
| 軍曹又は一等兵曹 | 九二四、六〇〇円 |
| 伍長又は二等兵曹 | 九〇〇、八〇〇円 |
| 兵        | 八二五、〇〇〇円 |

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「九七七、〇〇〇円」を「一、〇八四、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「八九七、〇〇〇円」を「九九一、〇〇〇円」に、「七〇二、〇〇〇円」を「七八九、〇〇〇円」に、「五六三、〇〇〇円」を「六三四、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五五三、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六及び附則別表第七を次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

| 仮定俸給年額     | 金          | 額 |
|------------|------------|---|
| 五、一二三、五〇〇円 | 四、九七〇、三〇〇円 |   |
| 四、四七五、三〇〇円 | 四、三八八、九〇〇円 |   |
| 三、五四四、九〇〇円 | 三、四六一、五〇〇円 |   |
| 三、〇六一、五〇〇円 | 二、九五五、二〇〇円 |   |
| 二、九二八、四〇〇円 | 二、七九一、七〇〇円 |   |
| 二、二八二、九〇〇円 | 二、二〇一、五〇〇円 |   |
| 一、九二九、二〇〇円 | 一、七八二、九〇〇円 |   |
| 一、五二七、一〇〇円 | 一、三九六、二〇〇円 |   |
| 一、三〇三、六〇〇円 | 一、二二九、二〇〇円 |   |
| 一、二〇〇、一〇〇円 | 一、〇八一、一〇〇円 |   |
| 九八七、七〇〇円   | 九〇〇、八〇〇円   |   |
| 九二四、六〇〇円   | 八五八、八〇〇円   |   |
| 九〇〇、八〇〇円   | 八二五、〇〇〇円   |   |
| 八二五、〇〇〇円   | 七二六、三〇〇円   |   |

附則別表第七(附則第十三条関係)

| 仮定俸給年額     | 金          | 額 |
|------------|------------|---|
| 一、九二九、二〇〇円 | 二、〇七七、五〇〇円 |   |

|            |            |
|------------|------------|
| 一、五二七、一〇〇円 | 一、六五一、七〇〇円 |
| 一、三〇三、六〇〇円 | 一、四五二、四〇〇円 |
| 一、二〇〇、一〇〇円 | 一、三〇三、六〇〇円 |

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第四条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「七十万九千円」を「八十万四千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和五十四年四月分」を「昭和五十五年四月分」に改め、同項の表を次のように改める。

| 普通恩給又は扶助料                                        | 普通恩給又は扶助料の基礎に算入されている実在職年の年数                | 金                    | 額 |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------|---|
| 六十五歳以上の者に給する普通恩給                                 | 普通恩給についての最短恩給年限以上<br>九年以上普通恩給についての最短恩給年限未満 | 七〇〇、〇〇〇円<br>五二五、〇〇〇円 |   |
|                                                  | 六年以上九年末満                                   | 四二〇、〇〇〇円             |   |
|                                                  | 六年末満                                       | 三五〇、〇〇〇円             |   |
| 六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給に併給される普通恩給を除く) | 普通恩給についての最短恩給年限以上                          | 五二五、〇〇〇円             |   |
|                                                  | 九年以上                                       | 五二五、〇〇〇円             |   |
|                                                  | 六年以上九年末満                                   | 四二〇、〇〇〇円             |   |
|                                                  | 六年末満                                       | 三五〇、〇〇〇円             |   |
| 扶助料                                              | 普通恩給についての最短恩給年限以上<br>九年以上普通恩給についての最短恩給年限未満 | 四四五、〇〇〇円<br>三〇一、三〇〇円 |   |
|                                                  | 六年以上九年末満                                   | 二七三、〇〇〇円             |   |
|                                                  | 六年末満                                       | 二二七、五〇〇円             |   |

附則第八条第四項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「二、四五二、五〇〇円」を「二、六四二、七〇〇円」に、「二、〇一七、八〇〇円」を「二、一九〇、五〇〇円」に、「一、六五一、〇〇〇円」を「一、七九三、七〇〇円」に、「一、二八四、〇〇〇円」を「一、四二二、八〇〇円」に、「一、〇二六、八〇〇円」を「一、一三七、八〇〇円」に、「八二〇、三〇〇円」を「九一五、五〇〇円」に、「七四七、八〇〇円」を「八三二、二〇〇円」に、「六八七、八〇〇円」を「七六一、九〇〇円」に、「五三九、〇〇〇円」を「六〇七、五〇〇円」に、「四三四、八〇〇円」を「四九一、三〇〇円」に、「三八〇、五〇〇円」を「四二七、〇〇〇円」に改め、同条第三項中「十萬八千円」を「十一萬円」に、「三萬二千四百円」を「三萬六千円」に、「六萬六千円」を「七萬八千円」に改める。

第七条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「以下同じ」及び「次号において同じ」を削り、「八萬四千円」を「十一萬円」に改め、「扶養遺族である子」の下に「（前号に規定する子に限る。）」を加え、「六萬円」を「十二萬円」に、「四萬八千円」を「十二萬円」に改め、同条第二項本文中「以下法律第七十七号」というを削り、「四萬八千円（扶養遺族が一人ある場合にあっては六萬円、扶養遺族が二人以上ある場合にあっては八萬四千円）」を「九萬六千円」に改め、同項ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十四条之二 恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料を受ける養子で、前条第一項各号の一に該当するものが、通算年金通則法（昭和三十一年法律第八十一号）第三條に規定する公的年金各法に基づき年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、

その間、前条第一項の規定による加算は行わない。ただし、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料の年額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該扶助料の年額に前条第一項の規定による加算額を加えた額が政令で定める額を超えるときにおける当該加算額は、当該政令で定める額から当該扶助料の年額を控除した額とする。

附則第十五条第二項中「十五萬八千七百円」を「十八萬二千九百円」に、「十一萬九千円」を「十三萬七千二百円」に改める。

附則第十六条中、第十四条第一項第一号及び第二号並びに同条を並びに第十四条第一項及び「に改める。

附則

（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第七條中恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）以下「法律第五十一号」という。附則第十四条第二項の改正規定、昭和五十五年六月一日

二 第七條中法律第五十一号附則第十四条第一項の改正規定、昭和五十五年八月一日

三 第二條の規定、昭和五十五年十月一日

四 第三條中恩給法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十五号）以下「法律第五十五号」という。附則第十四条第三項、第十八条第二項、第二十三條第六項及び第三十一條の改正規定、昭和五十五年十二月一日

五 第七條中法律第五十一号附則第十四条の次に一條を加える改正規定及び附則第十六條の改正規定並びに附則第十條の規定、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第十一條中厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五十五号）第六十五條の次に一條を加える改正規定の施行の日

（文官等の恩給年額の改定）

第二条 公務員（法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。）若しくは公務員に準ずる者（法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。）又はこれら者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十五年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法（改正後の法律第五十五号附則その他の恩給に関する法令を含む。附則第十三條第一項において同じ。）の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の恩給法別表第四号表及び別表第五号表の規定の適用については、同法別表第四号表中「一、〇三八、〇〇〇円」とあるのは「九五三、〇〇〇円」と、同法別表第五号表中「八〇四、〇〇〇円」とあるのは「七三六、〇〇〇円」とする。

（傷病恩給に関する経過措置）  
第三条 増加恩給（第七項の増加恩給を除く。次項において同じ。）については、昭和五十五年四月分以降、その年額（恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の恩給法第六十五條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の増加恩給の年額に関する改正後の恩給法第六十五條第一項の規定の適用については、同項中「別表第二号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）附則別表第二」とする。

第四条 昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由の生じた傷病恩給の金額の計算については、なお従前の例による。

2 昭和五十五年四月一日から同年五月三十一日

までの間に給付事由の生じた傷病恩給に関する改正後の恩給法第六十五條ノ二第一項の規定の適用については、同項中「別表第三号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）附則別表第三」とする。

第五条 第七項の増加恩給については、昭和五十五年四月分以降、その年額（法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の第七項の増加恩給の年額に関する改正後の法律第五十五号附則別表第四の規定の適用については、同表中「一、〇八四、〇〇〇円」とあるのは、「一、〇一四、〇〇〇円」とする。

第六条 傷病年金については、昭和五十五年四月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の傷病年金の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第五」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）附則別表第四」とする。

第七条 特例傷病恩給については、昭和五十五年四月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）以下「法律第八十一号」という。附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）

附則第十三條第二項の表中「二、四五二、五〇〇円」を「二、六四二、七〇〇円」に、「二、〇一七、八〇〇円」を「二、一九〇、五〇〇円」に、「一、六五一、〇〇〇円」を「一、七九三、七〇〇円」に、「一、二八四、〇〇〇円」を「一、四二二、八〇〇円」に、「一、〇二六、八〇〇円」を「一、一三七、八〇〇円」に、「八二〇、三〇〇円」を「九一五、五〇〇円」に、「七四七、八〇〇円」を「八三二、二〇〇円」に、「六八七、八〇〇円」を「七六一、九〇〇円」に、「五三九、〇〇〇円」を「六〇七、五〇〇円」に、「四三四、八〇〇円」を「四九一、三〇〇円」に、「三八〇、五〇〇円」を「四二七、〇〇〇円」に改め、同条第三項中「十萬八千円」を「十一萬円」に、「三萬二千四百円」を「三萬六千円」に、「六萬六千円」を「七萬八千円」に改める。

附則別表第五」とする。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十五年四月分以降、その加給の年額を、十二万円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和五十五年四月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち二人までについては一人につき三万六千円（増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については七万八千円）、その他の扶養家族については一人につき一万二千元として算出して得た年額に改定する。

（扶助料等に関する経過措置）

第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十五年四月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについては一人につき三万六千円、その他の扶養遺族については一人につき一万二千元として算出して得た年額に改定する。

第十条 改正後の法律第五十一号附則第十四条の二の規定は、附則第一条第五号に掲げる日前に給与事由の生じた恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料については、適用しない。

第十一条 法律第五十一号附則第十四条第一項の規定による年額の加算をされた扶助料については、昭和五十五年八月分以降、その加算の年額を、改正後の法律第五十一号附則第十四条第一項に規定する年額に改定する。

2 法律第五十一号附則第十四条第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、昭和五十五年六月分以降、その加算の年額を、九万六千円に改定する。

3 昭和五十五年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に係る加算に関する改正前の法律第五十一号附則第十四条第二項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「九十九万円」とあるのは「百二十五万円」と、「七十八万八千円」とあるのは「八十万八千円」とする。

第十二条 傷病者遺族特別年金については、昭和五十五年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の傷病者遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項の規定の適用については、同項中「十八万二千九百円」とあるのは「十六万四千七百円」と、「十三万七千二百円」とあるのは「十二万三千五百円」とする。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第十三条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十五年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則第十三条の二に規定する普通恩給又は扶助料については、当該改定年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該改定年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三條第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百三万八千円」とあるのは「九十五万三千円」と、「八十万四千円」とあるのは「七十三万六千円」とする。

（長期在職者等の恩給年額についての特例に関する経過措置）

第十四条 昭和五十五年四月分及び同年五月分の普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二十一号。以下「法律第二十一号」という。）附則第八条第一項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第百五十一号）」と、「法律第二十一号」とする。

2 昭和五十五年六月分から同年十一月分までの普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の法律第二十一号附則第八条第一項の規定の適用については、同項の表の下欄中「四二〇、〇〇〇円」とあるのは「三五〇、〇〇〇円」と、「二七三、〇〇〇円」とあるのは「二二七、五〇〇円」とする。

（国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 法律第五十五号附則第二十四条の四第二項並びに第四十一条第二項及び第四項の規定は、改正後の国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律（昭和二十二年法律第五十一号。以下「昭和二十二年法律第五十一号」という。）第三条の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。

この場合において、法律第五十五号附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和五十五年十月一日」と、法律第五十五号附則第四十一条第二項中「昭和五十五年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和五十五年十月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和五十五年十月」と読み替えるものとする。

2 法律第五十五号附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年に基づき一時恩給又は一時扶助料（恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第三十七号）附則第十五条に規定する一時金を含む。）を受けた者があつた場合における改正後の昭和二十二年法律第五十一号第三條及び前項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

3 普通恩給又は扶助料で、改正後の昭和二十二年法律第五十一号第三條の規定の適用に伴いその年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和五十五年十月分から行う。

（法律第五十五号附則第十四条の改正に伴う経過措置）

第十六条 普通恩給又は扶助料で、改正後の法律第五十五号附則第十四条（改正後の法律第五十五号附則第十八条第二項、第二十三條第六項及び第三十一條において準用する場合を含む。）の規定の適用に伴いその年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和五十五年十二月分から行う。

（職権改定）

第十七条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第十五条第三項の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（恩給年額の改定の場合の端数計算）

第十八条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）  
第十九条 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

附則別表第一(附則第二条関係)

| 恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額 | 仮定俸給年額     |
|----------------------|------------|
| 六九九、三〇〇円             | 七二六、三〇〇円   |
| 七三〇、七〇〇円             | 七五八、七〇〇円   |
| 七六三、〇〇〇円             | 七九二、一〇〇円   |
| 七九四、八〇〇円             | 八二五、〇〇〇円   |
| 八二七、五〇〇円             | 八五八、八〇〇円   |
| 八四七、七〇〇円             | 八七九、七〇〇円   |
| 八六八、一〇〇円             | 九〇〇、八〇〇円   |
| 八九一、一〇〇円             | 九二四、六〇〇円   |
| 九二三、八〇〇円             | 九五八、四〇〇円   |
| 九五二、一〇〇円             | 九八七、七〇〇円   |
| 九七八、三〇〇円             | 一、〇一四、八〇〇円 |
| 一、〇一〇、三〇〇円           | 一、〇四七、九〇〇円 |
| 一、〇四二、五〇〇円           | 一、〇八一、一〇〇円 |
| 一、〇七七、八〇〇円           | 一、一七、六〇〇円  |
| 一、一一三、二〇〇円           | 一、一五四、二〇〇円 |
| 一、一五七、五〇〇円           | 一、二〇〇、一〇〇円 |
| 一、一八五、七〇〇円           | 一、二二九、二〇〇円 |
| 一、二二二、二〇〇円           | 一、二六七、〇〇〇円 |
| 一、二五七、六〇〇円           | 一、三〇三、六〇〇円 |
| 一、三二八、三〇〇円           | 一、三七六、七〇〇円 |
| 一、三四七、二〇〇円           | 一、三九六、二〇〇円 |
| 一、四〇一、五〇〇円           | 一、四五二、四〇〇円 |
| 一、四七三、八〇〇円           | 一、五二七、一〇〇円 |
| 一、五五三、六〇〇円           | 一、六〇九、六〇〇円 |
| 一、五九四、三〇〇円           | 一、六五一、七〇〇円 |
| 一、六三三、一〇〇円           | 一、六九一、八〇〇円 |

|            |            |
|------------|------------|
| 一、六八八、五〇〇円 | 一、七四九、一〇〇円 |
| 一、七二一、二〇〇円 | 一、七八二、九〇〇円 |
| 一、八一六、〇〇〇円 | 一、八八〇、九〇〇円 |
| 一、八六二、七〇〇円 | 一、九二九、二〇〇円 |
| 一、九一一、八〇〇円 | 一、九八〇、〇〇〇円 |
| 二、〇〇六、一〇〇円 | 二、〇七七、五〇〇円 |
| 二、一〇一、四〇〇円 | 二、一七六、〇〇〇円 |
| 二、二一六、〇〇〇円 | 二、二〇一、五〇〇円 |
| 二、二〇四、七〇〇円 | 二、二八二、九〇〇円 |
| 二、三一六、三〇〇円 | 二、三九八、三〇〇円 |
| 二、四二六、八〇〇円 | 二、五一二、五〇〇円 |
| 二、四九五、一〇〇円 | 二、五八三、一〇〇円 |
| 二、五六一、六〇〇円 | 二、六五一、九〇〇円 |
| 二、六九六、八〇〇円 | 二、七九一、七〇〇円 |
| 二、八二九、〇〇〇円 | 二、九二八、四〇〇円 |
| 二、八五四、九〇〇円 | 二、九五五、二〇〇円 |
| 二、九五七、七〇〇円 | 三、〇六一、五〇〇円 |
| 三、〇八七、三〇〇円 | 三、一九五、五〇〇円 |
| 三、二一六、四〇〇円 | 三、三二九、〇〇〇円 |
| 三、三四四、六〇〇円 | 三、四六一、五〇〇円 |
| 三、四二五、二〇〇円 | 三、五四四、九〇〇円 |
| 三、五一一、六〇〇円 | 三、六三四、二〇〇円 |
| 三、六七七、六〇〇円 | 三、八〇五、八〇〇円 |
| 三、八四五、五〇〇円 | 三、九七九、四〇〇円 |
| 三、九三〇、一〇〇円 | 四、〇六六、九〇〇円 |
| 四、〇一〇、二〇〇円 | 四、一四九、七〇〇円 |
| 四、一七三、九〇〇円 | 四、三一四、三〇〇円 |

附則別表第二(附則第三条関係)

| 不具 磨 疾 の 程 度 | 年                         | 額          |
|--------------|---------------------------|------------|
| 特 別 項 症      | 第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額 |            |
| 第 一 項 症      |                           | 三、三五三、〇〇〇円 |
| 第 二 項 症      |                           | 二、七五八、〇〇〇円 |
| 第 三 項 症      |                           | 二、二五〇、〇〇〇円 |
| 第 四 項 症      |                           | 一、七四六、〇〇〇円 |
| 第 五 項 症      |                           | 一、三九〇、〇〇〇円 |
| 第 六 項 症      |                           | 一、一〇八、〇〇〇円 |

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六九九、三〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇三四を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五、二九九、二〇〇円を超える場合においては、その年額に〇・九八四を乗じて得た額に二一六、一〇〇円を加えた額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、それぞれ仮定俸給年額とする。

|            |            |
|------------|------------|
| 四、二四八、五〇〇円 | 四、三八八、九〇〇円 |
| 四、三三四、九〇〇円 | 四、四七五、三〇〇円 |
| 四、四九一、三〇〇円 | 四、六三一、七〇〇円 |
| 四、六五八、七〇〇円 | 四、七九九、一〇〇円 |
| 四、六九一、三〇〇円 | 四、八三一、七〇〇円 |
| 四、七二二、一〇〇円 | 四、八六二、五〇〇円 |
| 四、七五四、四〇〇円 | 四、八九四、四〇〇円 |
| 四、八三一、五〇〇円 | 四、九七〇、三〇〇円 |
| 四、九八七、二〇〇円 | 五、一二三、五〇〇円 |
| 五、一四三、一〇〇円 | 五、二七六、九〇〇円 |
| 五、二二〇、二〇〇円 | 五、三五二、八〇〇円 |
| 五、二九九、二〇〇円 | 五、四三〇、五〇〇円 |

附則別表第三(附則第四条関係)

| 傷 病 の 程 度 | 金 額        |
|-----------|------------|
| 第 一 款 症   | 三、五六七、〇〇〇円 |
| 第 二 款 症   | 二、九五九、〇〇〇円 |
| 第 三 款 症   | 二、五三八、〇〇〇円 |
| 第 四 款 症   | 二、〇八五、〇〇〇円 |
| 第 五 款 症   | 一、六七三、〇〇〇円 |

附則別表第四(附則第六条関係)

| 傷 病 の 程 度 | 年 額      |
|-----------|----------|
| 第 一 款 症   | 九三一、〇〇〇円 |
| 第 二 款 症   | 七二九、〇〇〇円 |
| 第 三 款 症   | 五八四、〇〇〇円 |
| 第 四 款 症   | 五一三、〇〇〇円 |

附則別表第五(附則第七条関係)

| 不具 磨 疾 又 は 傷 病 の 程 度 | 年 額                       |
|----------------------|---------------------------|
| 特 別 項 症              | 第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額 |
| 第 一 項 症              | 二、五四五、七〇〇円                |
| 第 二 項 症              | 二、〇九四、五〇〇円                |
| 第 三 項 症              | 一、七二三、七〇〇円                |
| 第 四 項 症              | 一、三三三、八〇〇円                |
| 第 五 項 症              | 一、〇六五、八〇〇円                |
| 第 六 項 症              | 八五一、五〇〇円                  |
| 第 一 款 症              | 七七六、二〇〇円                  |
| 第 二 款 症              | 七二三、九〇〇円                  |
| 第 三 款 症              | 五五九、五〇〇円                  |
| 第 四 款 症              | 四五一、三〇〇円                  |
| 第 五 款 症              | 三九五、〇〇〇円                  |

附則別表第六(附則第十四条関係)

| 普通恩給又は扶助料                                        | 普通恩給又は扶助料の基礎に職年に算入されている実在職年の年数                     | 金額                               |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------|
| 六十五歳以上の者に給する普通恩給                                 | 普通恩給に於いての最短恩給年限以上<br>九年以上普通恩給に於いての最短恩給年限未満         | 六七一、六〇〇円<br>五〇三、七〇〇円             |
| 六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給に併給される普通恩給を除く) | 普通恩給に於いての最短恩給年限以上<br>九年以上普通恩給に於いての最短恩給年限未満         | 五〇三、七〇〇円<br>三三五、八〇〇円             |
| 六十五歳未満の者に増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給を受けるものに給する普通恩給         | 九年以上<br>九年未満                                       | 五〇三、七〇〇円<br>三三五、八〇〇円             |
| 扶助料                                              | 普通恩給に於いての最短恩給年限以上<br>九年以上普通恩給に於いての最短恩給年限未満<br>九年未満 | 四三六、〇〇〇円<br>三二七、〇〇〇円<br>二一八、〇〇〇円 |

二月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、遺族年金、扶助料の改善に関する請願(第四五八号)

第四五八号 昭和五十五年二月六日受理

遺族年金・扶助料の改善に関する請願

請願者 熊本市清水町大窪二〇ノ三 徳永晴子外千二百十三名

紹介議員 細川 護熙君

遺族年金・扶助料の支給率を八十パーセントに引き上げられたい。

理由

遺族年金・扶助料については、ここ数年来寡婦加算等の増額により、受給額については若干の増額をみることはなつたが、全受給者に対する支給率については、依然として本人受給額の二分の一となつてゐる。我々は、この不合理な制度の改善を願ひ、支給率の引上げについて今日まで幾度とな

く要望してきたが、昭和五十五年度において特に改善策について検討している由を聞いており、これに一縷の望みを託している。

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案  
一、農林水産省設置法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「第一条の十二の二」を「第一条の十二」に改める。

第一条の十二の二の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年以後における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の十三 第一条の十二第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十五の仮定俸給(同条第三項若しくは第七項の規定若しくは前条第二項、第四項若しくは第七項の規定又は第一条の十二第九項若しくは前条第九項において準用する第一条第六項の規定により第一号の十二第三項各号若しくは前条第二項各号若しくは第七項に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、第一条の十二第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十六の仮定俸給を俸給とみなし、旧法

の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る。次項、第十八項及び第十九項において同じ)を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条

第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短期間年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という。一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二)に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額

三 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「二百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二)」とあるのは「三百分の二」と、同項第二号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)」とあるのは「六百分の二」とする。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十五年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十七万六千六百円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十万三千七百円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者に係る年金 六十万七千六百円

ロ 六十歳未満の者に係る年金 五十万三千七百円

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年金に達しているものに係る年金 六十七万六千六百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものである年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年金に達しているものに係る年金 五十五万三千七百円

ヘイ及びロに掲げる年金以外の年金 三十三万五千八百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 四十三万六千円

5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十五年四月分から同年七月分までに於いては、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 六万円

二 遺族である子二人以上を有する場合 八万四千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 四万八千円

6 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額(旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、その額につき、前項の規定の適用があつた場合には、その額から同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十五年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応

じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十万円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十二万五千円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年金に達しているものに係る年金 七十万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものである年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年金に達しているものに係る年金 五十二万五千円

ハイ及びロに掲げる年金以外の年金 三十五万円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 四十五万五千円

7 第五項の規定は、前項第三号の規定の適用を受ける年金を受ける者が妻である場合について準用する。

8 第一項から第三項まで及び第六項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十五年八月分以後、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 十二万円

二 遺族である子二人以上を有する場合 二十一万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 十二万円

9 旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻で、前項各号の一に該当するもの(政令で定める者を除く)が、通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの(その全額の支給を停止されている給付を除く)の支給を受けることができるときは、その受けることができる間は、同項の規定による加算は行わない。ただし、第一項から第三項まで及び第六項の規定により算定した旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。

10 前項ただし書の規定における第八項の規定の適用については、同項の規定により当該旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額に加算されるべき額は、当該年金の額に同項の規定により加算されるべき額を加えた額が前項の政令で定める額を超えるときにおいては、第八項の規定にかかわらず、当該政令で定める額から当該旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額を控除した額とする。

11 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金のうち六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が六年以上九年未満のものに係る年金については、第一項又は第六項の規定の適用を受けて改定された額が四十二万円に満たないときは、昭和五十五年十二月分以後、その額を、四十二万円に改定する。

12 第一項、第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十五年四月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第五項の規定に準じてその額を改定する。

13 第六項第三号の規定の適用を受ける年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十五年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。

14 第一項、第二項又は第六項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十五年八月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第八項から第十項までの規定に準じてその額を改定する。

15 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金を受ける者が昭和五十五年四月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

16 第一項又は第六項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金を受ける者が昭和五十五年六月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

17 第一項又は第六項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による廃疾年金に相当する年金(実在職した組合員期間が六年以上九年未満の者に係る年金に限る)を受ける者が昭和五十五年十二月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第十一項の規定に準じてその額を改定する。

18 第一項若しくは第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十五年四月一日以後に七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が同日以後に七十歳に達したときを除く)

又は第六項の規定の適用を受ける年金を受け  
る者が同年六月一日以後に七十歳に達したと  
き(旧法の規定による遺族年金に相当する年  
金を受ける妻、子又は孫が同日以後に七十歳  
に達したときを除く)は、その達した日の属  
する月の翌月分以後、第二項の規定に準じて  
その額を改定する。

19 第二項若しくは第四項の規定の適用を受け  
る年金を受ける者が昭和五十五年四月一日以  
後に八十歳に達したとき又は第六項の規定の  
適用を受ける年金を受ける者が同年六月一日  
以後に八十歳に達したときは、その達した日  
の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準  
じてその額を改定する。

20 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適  
用を受ける年金の額の改定について準用す  
る。

第二条第五項及び第二条の二第三項中「第二  
条の十二の二」を「第二条の十三」に改める。

第二条の十二の二の次に次の一条を加える。  
(昭和五十五年度における特別措置法による  
公務傷病年金等の額の改定)

第二条の十三 第二条の十二第一項の規定の適  
用を受ける年金については、昭和五十五年四  
月分以後、その額を、その算定の基礎となつ  
ている別表第一の十五の仮定俸給(前条第二  
項の規定又は第二条の十二第九項若しくは前  
条第八項において準用する第一条第六項の規  
定により前条第二項各号に掲げる金額又は従  
前の年金額をもつて改定年金額とした年金に  
ついては、第二条の十二第一項の規定により  
年金額を改定したものとした場合にその改定  
年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に  
対応する別表第一の十六の仮定俸給を俸給と  
みなし、第一条第一項の規定に準じて算定し  
た額に改定する。この場合において、同項中  
「別表第三」とあるのは、「別表第三の十八」と  
読み替えるものとする。

2 第一条の十三第二項の規定は、前項の規定

の適用を受ける年金(その年金の額の計算の  
基礎となつた組合員期間のうち実在職した期  
間が旧法の規定による退職年金に相当する年  
金を受ける最短期間年金に達している年金に  
限る。以下この項、第十二項及び第十三項に  
おいて同じ)を受ける者が七十歳以上の者又  
は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七  
十歳未満の妻、子若しくは孫である場合につ  
いて、同条第三項の規定は、前項の規定の適  
用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者  
である場合について、それぞれ準用する。こ  
の場合において、同条第二項中「旧法の規定  
による遺族年金に相当する年金」とあるのは  
「殉職年金又は障害遺族年金」と、同条第三項  
中「前項」とあるのは「第二条の十三第二項  
の規定により読み替えられた前項」と読み替  
えるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項  
の規定の適用を受けて改定された額が当該各  
号に掲げる額に満たないときは、昭和五十五  
年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる  
額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十九に定める障害  
の等級に対応する年金額(障害の等級が一  
級又は二級に該当するものにあつては、十  
八万円を加えた額)

二 殉職年金 九十五万三千円  
三 障害遺族年金 七十三万六千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける  
権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族  
年金を受ける権利を有する者については、こ  
れらの規定により算定した額(以下この項に  
おいて「算定額」という)に四万八千円(扶養  
遺族一人を有する場合にあつては六万円、扶  
養遺族二人以上を有する場合にあつては八万  
四千円)を加えた額をもつて、当該年金の額  
とする。ただし、当該年金の額が次の各号に  
掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号  
に掲げる額に達しない場合には、算定額に加

える額は、当該各号に掲げる額からその者に  
係る算定額を控除した額とする。

一 殉職年金 百二十五万円  
二 障害遺族年金 八十万八千円

5 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の  
適用を受ける年金を受ける権利を有する者に  
ついて準用する。

6 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親  
族がある場合には、第三項第一号に掲げる額  
に配偶者である扶養親族については十二万  
円、配偶者以外の扶養親族については一人に  
つき一万二千元(そのうち二人までについて  
は、一人につき三万六千元(配偶者である扶  
養親族がない場合にあっては、そのうち一人  
に限り七万八千元)を加えた額を同号に掲げ  
る額として、同項の規定を適用する。

7 殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を  
有する者に扶養遺族がある場合には、第三項  
第二号に掲げる額(第四項の規定の適用を受  
ける場合には、同項の規定を適用した場合の  
額)に第一号に掲げる額を加えた額又は第三  
項第三号に掲げる額(第四項の規定の適用を  
受ける場合には、同項の規定を適用した場合  
の額)に第二号に掲げる額を加えた額を、そ  
れぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額と  
して、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき一万二千元(そのう  
ち二人までについては、一人につき三万六  
千円)  
二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当  
する金額

8 前各項の規定の適用を受けてその額が改定  
された年金の額(第四項の規定の適用があつ  
た場合には、同項の規定により加算されるべ  
き額に相当する額を控除した額)が、次の各  
号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号  
に掲げる額に満たないときは、昭和五十五年  
六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額  
に改定する。

一 障害年金 別表第四の二十に定める障害  
の等級に対応する年金額(障害の等級が一  
級又は二級に該当するものにあつては、十  
八万円を加えた額)

二 殉職年金 百三万八千円  
三 障害遺族年金 八十万四千元

9 第一項、第二項又は前項の規定の適用を受  
ける年金を受ける者のうち殉職年金又は障害  
遺族年金を受ける権利を有する者について  
は、昭和五十五年六月分以後、これらの規定  
により算定した額に九万六千元を加えた額を  
もつて、当該年金の額とする。この場合にお  
いては、第二条の九第五項の規定を準用する。

10 第六項の規定は、障害年金を受ける権利を  
有する者に扶養親族を有するものの当該年金  
の額につき第八項の規定を適用する場合につ  
いて準用する。この場合において、第六項中  
「第三項第一号」とあるのは、「第八項第一号」  
と読み替えるものとする。

11 第七項の規定は、殉職年金又は障害遺族年  
金を受ける権利を有する者に扶養遺族を有す  
るものの当該年金の額につき第八項の規定を  
適用する場合について準用する。この場合に  
おいて、第七項中「第三項第二号」とあるのは  
「第八項第二号」と、「第四項」とあるのは「第  
九項」と、「第三項第三号」とあるのは「第八項  
第三号」と読み替えるものとする。

12 第一条の十三第十八項の規定は、第一項若  
しくは第三項の規定の適用を受ける年金を受  
ける者が昭和五十五年四月一日以後に七十歳  
に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を  
受ける妻、子又は孫が同日以後に七十歳に達  
したときを除く)又は第八項の規定の適用を  
受ける年金を受ける者が同年六月一日以後に  
七十歳に達したとき(殉職年金又は障害遺族  
年金を受ける妻、子又は孫が同日以後に七十  
歳に達したときを除く)について準用する。  
この場合において、同条第十八項中「第二項」  
とあるのは、「第二項中旧法の規定による遺

族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

13 第一条の十三第三十九項の規定は、第二項（同条第二項の規定に係る部分に限る。）若しくは第三項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十五年四月一日以後に八十歳に達したとき又は第八項の規定の適用を受ける年金を受ける者が同年六月一日以後に八十歳に達したときについて準用する。この場合において、同条第十九項中「第三項」とあるのは、「第三項中「前項」とあるのを「第二項の十三第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

14 第一条第六項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第三条の十二の二の次に次の一条を加える。  
（昭和五十五年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十三 第一条の十三の規定は、前二条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十三の規定は、前二条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「第十条の三」を「第十条の四」に改め、同条第五項中「及び第十条の第三第二項」を「、第十条の第三第二項及び第十条の第四第二項」に改める。

第十条の三第一項中「遺族年金」の下に「（次条において「昭和五十五年三月三十一日以前の年金」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十五年度における新法による年金等の額の改定）

第十条の四 昭和五十四年三月三十一日以前に

新法の退職をした組合員（次項及び第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十条の二第二項後段の規定を準用する。

一 昭和五十五年三月三十一日以前の年金  
当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額（退職をした日における当該年金の額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額）を加えて得た額（その加えて得た額のうち新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する

俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額に係るものについては、その額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円）

二 昭和五十五年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金 当該年金の額（その年金の額について年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額のうち新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額）に係るものについては、その額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円）

2 前項の規定は、昭和五十四年三月三十一日以前に新法の退職をした者等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

3 第一項の規定は、前条第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第十五条の三の次に次の一条を加える。

（昭和五十五年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第十五条の四 昭和五十四年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第四項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による通算退職年金（第三項において「昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金」という。）で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十七万七千九百七十二円

二 通算退職年金の仮定俸給（次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十五年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第二項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額（退職をした日における当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた俸給に係る新法第四十二条第二項に規定する掛金の標準となつた俸給について新法第百条第三項又はこれに相当する規定の適用があつた者で政令で定めるものにあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額）を加えて得た額（その加えて得た額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円）を十二で除

して得た額

昭和五十五年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円）を十二で除して得た額

2 第十一條の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十五年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十五條の四第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十五條の四第一項に」と、「昭和五十一年改正前の新法別表第二の二」とあるのは「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二條の規定による改正前の新法別表第二の二（昭和五十一年九月三十日以前に新法の退職をした者については、昭和五十一年改正前の新法別表第二の二）と、同条第三項中「前項」とあるのは「第十五條の四第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

別表第一の十六（第一條の十三、第二條の十三関係）

| 別表第一の十五の仮定俸給 | 仮定俸給    |
|--------------|---------|
| 六六、二三〇円      | 六八、七五〇円 |
| 六八、九六〇       | 七一、五七〇  |
| 七〇、六四〇       | 七三、三一〇  |
| 七二、三四〇       | 七五、〇七〇  |
| 七四、二六〇       | 七七、〇五〇  |
| 七六、九八〇       | 七九、八七〇  |
| 七九、三四〇       | 八二、三一〇  |

3 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 前三項の規定は、前条第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

第十六條中「第一條の十二の二」を「第一條の十三」に、「第二條の十二の二」を「第二條の十三」に、「第三條の十二の二」を「第三條の十三」に、「第十條の三」を「第十條の四」に改める。

第十七條中「第十五條の三」を「第十五條の四」に、「第三條の十二の二」を「第三條の十三」に、「同法第四十二條」を「施行法第四十二條」に改める。

第十八條中「第十五條の三」を「第十五條の四」に改める。

別表第一の十五の次に次の一表を加える。

|         |         |
|---------|---------|
| 八四、五三〇  | 八四、五七〇  |
| 八四、一九〇  | 八七、三三〇  |
| 八六、八八〇  | 九〇、〇九〇  |
| 八九、八二〇  | 九三、一三〇  |
| 九二、七七〇  | 九六、一八〇  |
| 九六、四六〇  | 一〇〇、〇一〇 |
| 九八、八一〇  | 一〇二、四三〇 |
| 一〇一、八五〇 | 一〇五、五八〇 |
| 一〇四、八〇〇 | 一〇八、六三〇 |
| 一〇六、六九〇 | 一一一、七三〇 |
| 一一〇、二七〇 | 一一四、七三〇 |
| 一一二、二七〇 | 一一六、三五〇 |
| 一一六、七九〇 | 一二一、〇三〇 |
| 一二二、八二〇 | 一二七、二六〇 |
| 一二九、四七〇 | 一三三、四一〇 |
| 一三三、八六〇 | 一三七、六四〇 |
| 一三六、〇九〇 | 一四〇、九八〇 |
| 一四〇、七一〇 | 一四五、七六〇 |
| 一四三、四三〇 | 一四八、五八〇 |
| 一五一、三三〇 | 一五六、七四〇 |
| 一五五、二三〇 | 一六〇、七七〇 |
| 一五九、三二〇 | 一六五、〇〇〇 |
| 一六七、一八〇 | 一七三、一三〇 |
| 一七五、一二〇 | 一八一、三三〇 |
| 一七七、一七〇 | 一八三、四六〇 |
| 一八三、七三〇 | 一九〇、二四〇 |
| 一九三、〇三〇 | 一九九、八六〇 |
| 二〇二、二三〇 | 二〇九、三八〇 |
| 二〇七、九三〇 | 二一五、二六〇 |
| 二一三、四七〇 | 二二〇、九九〇 |
| 二二四、七三〇 | 二二二、六四〇 |
| 二二五、七五〇 | 二二四、〇三〇 |
| 二二七、九一〇 | 二二六、二七〇 |
| 二二八、四八〇 | 二二八、二九〇 |
| 二二八、〇三〇 | 二二八、四二〇 |
| 二二八、七二〇 | 二二八、四六〇 |
| 二二八、四三〇 | 二二八、四一〇 |
| 二二九、六三〇 | 二二九、四一〇 |
| 三〇六、四七〇 | 三〇二、八五〇 |
|         | 三一七、一五〇 |

|         |         |
|---------|---------|
| 三二〇、四六〇 | 三三一、六二〇 |
| 三二七、五一〇 | 三三八、九一〇 |
| 三三四、一八〇 | 三四五、八一〇 |
| 三四七、八三〇 | 三五九、五三〇 |
| 三四四、〇四〇 | 三六五、七四〇 |
| 三六一、二四〇 | 三七二、九四〇 |
| 三七四、二八〇 | 三八五、九八〇 |
| 三八八、二三〇 | 三九九、九三〇 |
| 三九〇、九四〇 | 四〇二、六四〇 |
| 三九三、五一〇 | 四〇五、二一〇 |
| 三九六、二〇〇 | 四〇七、八七〇 |
| 四〇二、六三〇 | 四一四、一九〇 |
| 四一五、六〇〇 | 四二六、九六〇 |
| 四二八、五九〇 | 四三九、七四〇 |
| 四三五、〇二〇 | 四四六、〇七〇 |
| 四四一、六〇〇 | 四五二、五四〇 |

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十五の仮定俸給の額が四四一、六〇〇円を超える場合においては、その額に〇・九八四を乗じて得た額に二一六、一〇五円を十二で除して得た額を加えた額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十五の次に次の一表を加える。

別表第三の十六（第二條の十三関係）

| 別表第一の十六の下欄に掲げる仮定俸給       | 率     |
|--------------------------|-------|
| 二八八、四六〇円以上のもの            | 二三・〇割 |
| 二六六、二九〇円を超え二八八、四六〇円未満のもの | 二三・八割 |
| 二五五、一三〇円を超え二六六、二九〇円以下のもの | 二四・五割 |
| 二四六、二七〇円を超え二五五、一三〇円以下のもの | 二四・八割 |
| 一七三、一三〇円を超え二四六、二七〇円以下のもの | 二五・〇割 |
| 一六五、〇〇〇円を超え一七三、一三〇円以下のもの | 二五・五割 |
| 一四八、五八〇円を超え一六五、〇〇〇円以下のもの | 二六・一割 |
| 一二一、〇三〇円を超え一四八、五八〇円以下のもの | 二六・九割 |
| 一六、三五〇円を超え一二一、〇三〇円以下のもの  | 二七・四割 |
| 一〇八、六三〇円を超え一六、三五〇円以下のもの  | 二七・八割 |
| 一〇五、五八〇円を超え一〇八、六三〇円以下のもの | 二九・〇割 |
| 一〇二、四三〇円を超え一〇五、五八〇円以下のもの | 二九・三割 |

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 九〇、〇九〇円を超え一〇二、四三〇円以下のもの | 二九・八割 |
| 七九、八七〇円を超え九〇、〇九〇円以下のもの  | 三〇・二割 |
| 七七、〇五〇円を超え七九、八七〇円以下のもの  | 三〇・九割 |
| 七五、〇七〇円を超え七七、〇五〇円以下のもの  | 三一・九割 |
| 七三、三一〇円を超え七五、〇七〇円以下のもの  | 三二・七割 |
| 七一、五七〇円を超え七三、三一〇円以下のもの  | 三三・〇割 |
| 六八、七五〇円を超え七一、五七〇円以下のもの  | 三三・四割 |
| 六八、七五〇円のもの              | 三四・五割 |

別表第四の十八の次に次の二表を加える。

別表第四の十九（第二條の十三関係）

| 障害の等級 | 年 | 金 | 額          |
|-------|---|---|------------|
| 一級    |   |   | 三、三五三、〇〇〇円 |
| 二級    |   |   | 二、七五八、〇〇〇円 |
| 三級    |   |   | 二、二五〇、〇〇〇円 |
| 四級    |   |   | 一、七四六、〇〇〇円 |
| 五級    |   |   | 一、三九〇、〇〇〇円 |
| 六級    |   |   | 一、一〇八、〇〇〇円 |

備考  
別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第四の二十（第二條の十三関係）

| 障害の等級 | 年 | 金 | 額          |
|-------|---|---|------------|
| 一級    |   |   | 三、四七三、〇〇〇円 |
| 二級    |   |   | 二、八七八、〇〇〇円 |
| 三級    |   |   | 二、三五〇、〇〇〇円 |
| 四級    |   |   | 一、八四六、〇〇〇円 |
| 五級    |   |   | 一、四八〇、〇〇〇円 |
| 六級    |   |   | 一、一八八、〇〇〇円 |

備考  
別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第九の次に次の一表を加える。

別表第十(第十条の四、第十五条の四関係)

| 俸 給 年 額                     | 率     | 金 額      |
|-----------------------------|-------|----------|
| 四、〇三五、二九四円未満のもの             | 一・〇三四 | 三、二〇〇円   |
| 四、〇三五、二九四円以上四、七三一、六〇一円未満のもの | 一・〇〇〇 | 一四〇、四〇〇円 |
| 四、七三一、六〇一円以上一三、五〇六、五六円未満のもの | 〇・九八四 | 二一六、一〇五円 |
| 一三、五〇六、五六円以上のもの             | 一・〇〇〇 | 〇円       |

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第百条第三項中「三十九万円」を「四十一万円」に改める。

第百二条第一項ただし書を削り、同条第三項中「及び福祉事業の費用」を「及びその事務に要する費用並びに福祉事業に要する費用」に、「払込」を「払込み」に改める。

附則第三条の三「六年」を「八年」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第六号中「期間を含む」を「期間及びこれらの会社に勤務していた者でその後これらの会社の買収までの間に職員となつたもののこれらの会社に勤務していた期間(昭和二十年八月十五日前の期間で同日まで引き続いていないものを除く)を含む」に改める。

第十三条の二中「六十四万七千円」を「七十万円」に改める。

第二十四条の二第一項第一号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

第三十三条第二項中「当該年金を受ける者について次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該

各号に掲げる額」を「百十三万四千円」に、「これらの額」を「その額」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「九十九万円」とあり、及び「百九十二万円」とあるのは、「九十一万八千円」を「百十三万四千円」とあるのは、「百三万八千円」に改め、同条第三項中「扶養遺族」を「その者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するもの(以下この項において「扶養遺族」という。が)に、「第一項各号に掲げる額」を「第一項の額」に、「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「当該各号に掲げる額」として、第一項」を「第一項の額」として、同項」に改める。

第四十五条の三の二「六十四万七千円」を「七十万円」に改める。

別表第一中「一、九二五、〇〇〇円」を「一、一五四、〇〇〇円」に、「一、九五〇、〇〇〇円」を「一、二二二、〇〇〇円」に、「一、三三五、〇〇〇円」を「一、四六四、〇〇〇円」に改め、同表の備考三「十萬八千円」を「十二万円」に、「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「六万六千円」を「七万八千円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第十号中「第二條の十二の二」を「第二條の十三」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第九條第六号の改正規定 昭和五十五年十月一日

二 第二条中国家公務員共済組合法第百二條第一項及び第三項の改正規定並びに附則第三条の規定 昭和五十六年四月一日

三 第一条中昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第一条の十二の二の次に一条を加える改正規定(同法第一条の十三第九項及び第十項に係る部分に限る) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第百一十号)第十一條中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)第六十五條の次に一条を加える改正規定の施行の日

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という)第百条第三項の規定は、昭和五十五年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(負担金に関する経過措置)

第三条 改正後の法第百二條第一項及び第三項の規定は、昭和五十六年四月分以後の負担金について適用し、同年三月分以前の負担金については、なお従前の例による。

(長期に在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という)第十三條の二、第二十四條の二第一項及び第四十五條の三の二の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事

由が生じた退職年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十五年四月三十日以前に給付事由が生じた退職年金又は廃疾年金について改正後の施行法第十三條の二、第二十四條の二第一項又は第四十五條の三の二の規定を適用する場合に、同年四月分及び同年五月分の年金については、改正後の施行法第十三條の二「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」とし、改正後の施行法第二十四條の二第一項中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、「五十二万五千円」とあるのは「五十万三千七百円」とし、改正後の施行法第四十五條の三の二「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」とする。

(公務員による死に給する遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第五条 改正後の施行法第三十三條及び別表第一の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十五年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第三十三條又は別表第一の規定を適用する場合に、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条第一項中「百十三万四千円」とあるのは「百二万五千円(当該遺族年金を受ける遺族にその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するものが二人以上ある場合にあつては、百三万七千円)」とし、同条第二項中「百十三万四千円」とあるのは「百二万五千円」とあり、及び「百三万七千円」と、「百三万八千円」とあるのは「九十五万三千円」とし、同表中「一、一五四、〇〇〇円」とあるのは「一、〇三四、〇〇〇円」と、「一、二二二、〇〇〇円」とあるのは「一、一五四、〇〇〇円」と、「一、四六四、〇〇〇円」とあるのは「一、三八四、〇〇〇円」とする。

(政令への委任)

第六条 附則第一条から前条までに定めるものの

ほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

農林水産省設置法の一部を改正する法律

農林水産省設置法（昭和二十四年法律第五百十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「生糸検査所」を削る。

第二十五条第一項第四号中「輸入に係る」を削り、同項に次の二号を加える。

七 生糸（繭短纖維を含む。以下同じ。）に関する検査並びに生糸の検査に関する器具、機械その他の物件の検査及び鑑定

八 生糸の検査及び貯蔵に関する調査研究並びに生糸の検査に関する講習及び技術上の指導第二十六条を削り、第二十六条の二を第二十六条とする。

附 則

1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

2 蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。  
第十六条第一項中「ノ生糸検査所」を削る。

第九十回国会内閣委員会會議録第一号中正誤

ペシ 段 行 誤 正

三 一 元 ちちよつと ちよつと

三 四 九 終わり 九 からお考 え





昭和五十五年二月二十六日印刷

昭和五十五年二月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局